

気候変動への適応に関する連絡会議設置運営要綱

(設置)

第1条 地球温暖化その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動への適応に関する情報の提供その他必要な措置を講じ、気候変動への適応を推進することを目的とし、気候変動への適応に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(協議事項等)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 気候変動への適応に関する情報の提供に関すること。
- (2) 気候変動への適応に関する施策に関すること。
- (3) その他気候変動適応に関すること。

(座長及び副座長)

第4条 連絡会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、環境局環境保全部長をもって充てる。
- 3 座長は、連絡会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 副座長は、環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、次により開催する。

- (1) 連絡会議は、必要に応じて座長が招集する。
- (2) 別表に掲げる職にある者が会議に出席できないときは、その指名する者を代理として会議に出席させることができる。
- (3) 座長が必要と認めたときは、別表に掲げる職にある者以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会議に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

- 2 事務局の事務は、環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、当該連絡会議に諮り決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

局名	職名		備考	
環境局	環境保全部長		座長	
総務局	危機管理部	危機管理課長		
		防災対策課長		
保健福祉局	健康福祉部	健康推進課長		
	医療衛生部	医療政策課長		
	保健所	感染症対策課長		
環境局	環境保全部	環境総務課長		
		環境保全課温暖化対策室長	副座長	
		環境保全課自然保護対策室長		
		環境規制課長		
経済農政局	経済部	産業支援課長		
		観光MICE企画課長		
	農政部	農政課長		
		農政センター農業経営支援課長		
		農政センター農業生産振興課長		
都市局	都市部	交通政策課長		
		市街地整備課長		
	公園緑地部	緑政課長		
		公園管理課長		
建設局	土木部	土木管理課長		
		道路部	道路計画課長	
	道路部	道路建設課長		
		街路建設課長		
		下水道企画部	下水道経営課長	
	下水道企画部	下水道営業課長		
		総合治水課長		
		下水道施設部	下水道整備課長	
		雨水対策課長		
		下水道維持課長		
下水道施設建設課長				
消防局	警防部	救急課長		
水道局		水道事業事務所長		
教育委員会事務局	学校教育部	保健体育課長		